

土 技 第 1 3 8 9 号  
令和 6 年 2 月 2 2 日

関係各所（課）長 殿

技術・建設業課長  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る  
工事の総合評価方式の運用」の廃止について（通知）

沖縄県土木建築部が発注する工事の総合評価落札方式において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の対応のため適用してきた下記通知については、令和6年4月1日以降入札手続き（公告）を開始する工事から廃止するので通知する。

記

参考別紙1【廃止】

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る工事の総合評価方式の運用について（通知）」（令和2年5月11日付土技第187号）

参考別紙2【廃止】

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る工事の総合評価方式の運用の改訂について（通知）」（令和3年3月25日付土技第1894号）

土 技 第 187 号  
令和 2 年 5 月 11 日

関係各所(課)長 殿

技術・建設業課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る工事の総合評価方式の運用について (通知)

沖縄県土木建築部が発注する工事の総合評価落札方式においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応のため、当面の間は以下のとおり取り扱うこととするので、通知する。

記

- 1 同一工種（又は同種工事）の施工実績及び近隣地域での施工実績（企業の能力等）
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応として一時中止等を行ったことによる工期延長（以下、「一時中止等による工期延長」）により引渡し日が申請書及び確認資料提出期限日以降となった工事については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する。
  - ・工事成績評定対象外工事として取り扱う。
  - ・確認資料は総合評価方式の運用に定めるものの他、一時中止通知書（中止理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と分かるもの）及び変更契約書（写）とする。
- 2 同一工種（又は同種工事）の施工経験（技術者の能力等）  
1と同様
- 3 継続教育 CPD の状況（技術者の能力等）
  - ・申請書及び確認資料提出期限日にかかわらず、平成 31 年 4 月 1 日以降に発行された継続教育（CPD）単位取得証明書（写）を証明資料とする。
- 4 登録基幹技能者等の活用（企業の能力等）
  - ・履行確認を行う際には、資格の有効期限を令和 2 年 9 月末日まで有効として取り扱う。

土 技 第 1894 号  
令和 3 年 3 月 25 日

関係各所(課)長 殿

技術・建設業課長  
<公印省略>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る工事の総合評価方式の運用の改訂について（通知）

沖縄県土木建築部が発注する工事の総合評価落札方式において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応のため、令和 3 年 4 月 1 日以降入札手続き（公告）を開始する工事について、当面の間、以下のとおり取り扱うこととするので、通知する。

なお、令和 3 年 3 月 31 日までに公告した工事については、令和 2 年 5 月 11 日付土技第 187 号を適用するものとする。

#### 記

- 1 同一工種（又は同種工事）の施工実績及び近隣地域での施工実績（企業の能力等）
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等への対応として一時中止等を行ったことによる工期延長（以下、「一時中止等による工期延長」）により引渡し日が申請書及び確認資料提出期限日以降となった工事については、引渡しが完了したものとみなし、実績として評価する。
  - ・工事成績評定対象外工事として取り扱う。
  - ・確認資料は総合評価方式の運用に定めるものの他、一時中止通知書（中止理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と分かるもの）及び変更契約書（写）とする。
- 2 同一工種（又は同種工事）の施工経験（技術者の能力等）  
1 と同様
- 3 継続教育 CPD の状況（技術者の能力等）
  - ・申請書及び確認資料提出期限日にかかわらず、証明期間の末日の日付が平成 31 年 4 月 1 日以降となる継続教育（CPD）単位取得証明書（写）を証明資料とする。